

議第八十九号

徳山ダム上流域の山林の取得について

県は、徳山ダム上流域の公有地化を推進するため、次の山林の取得（共有持分の取得を含む。）をするものとする。

令和六年六月十八日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 所在地 揖斐郡揖斐川町櫛原字扇谷奥山三九四番三〇ほか二〇筆
- 二 取得予定面積 六、五二〇、〇九六・八九平方メートル（うち、共有持分の取得に係る山林の面積は、六、五二〇、〇九六・八九平方メートル（共有持分の取得に係る山林の筆ごとの面積に当該筆に係る県が取得する共有持分の割合を乗じて得た数に相当する面積の合計は、一七〇、二六四・三四平方メートル））
- 三 所有者 小坂輝秀ほか七名
- 四 取得予定金額 一八、八九九、三三三円
- 五 取得の方法 買収

